

3 第1条の3第3項の規定により、2以上の申請に係る申請書を一の書面で作成するときは、「出願番号」の欄に、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように【別紙】と記載して、当該申請に係る出願番号を記載する。

【別紙】

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、その次に、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇」のよう国際出願番号を記載する。

4 その他は、様式1の備考1から3まで、備考5から13まで、備考15及び備考17から21までと同様とする。

附 則

IJの省令は、特許法等の一部を改めた法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

○經濟産業省令第十一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令を次のように定める。

平成二十四年一月一十二日

経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令

(産業復興相談センターの要件)
第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十一年法律第二百三十一号)以下「法」といって)第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る經濟産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県又は千葉県(以下「被災県」といって)において設置されたものである)。

一 東日本大震災によつて被害を受けた中小企業者(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)以下「産活法」といって)第一条第十七項に規定する中小企業者をいへ)、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であつて、被災県においてその事業の再生を図るに当たるもの(以下「被災事業者」といへ)の事業の再生を支援する業務を行つものである)。

(産業復興機構の要件)

第二条 法第五十九条第一項に規定する特定投資事業有限責任組合に係る經濟産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 平成二十三年三月十一日以後に設立されたものである)。

二 産活法第四十七条の規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けてこない。

三 存続期間は、十年を超えて十五年以下である)。

四 産業復興相談センターが支援した被災事業者(以下「支援対象事業者」といへ)の事業の再生を支援するため、次の業務を行つものである)。

イ 支援対象事業者に対して法第一条第一項に規定する金融機関等が有する債権の買取り(以下「債権買取り」といへ)。

IJの省令は、法の施行の日(平成二十四年一月一十二日)から施行する。

附 則

規 則

人事院は、國家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一一一(職員の留学費用の償還)の一部改正に関する人事院規則を制定する。

平成二十四年一月一十二日

人事院規則一一一一一六

人事院規則一一一一一七

人事院規則一一一一一八

人事院規則一一一一一九

人事院規則一一一一二〇

人事院規則一一一一二一

人事院規則一一一一二二

IJの規則は、平成二十四年一月一十二日から施行する。

人事院は、國家公務員法に基づき、人事院規則一一一〇(職員の懲戒)の一部改正に関する人事院規則を制定する。

平成二十四年一月一十二日

人事院規則一一一一一〇

人事院規則一一一一一一

人事院規則一一一一一二

人事院規則一一一一一三

人事院規則一一一一一四

人事院規則一一一一一五

人事院規則一一一一一六

人事院規則一一一一一七

人事院規則一一一一一八

人事院規則一一一一一九

人事院規則一一一一二〇

人事院規則一一一一二一

人事院規則一一一一二二

人事院規則一一一一二三

人事院規則一一一一二四

人事院規則一一一一二五

人事院規則一一一一二六

人事院規則一一一一二七

人事院規則一一一一二八

人事院規則一一一一二九

人事院規則一一一一三〇

人事院規則一一一一三一

人事院規則一一一一三二

人事院規則一一一一三三

人事院規則一一一一三四

人事院規則一一一一三五

人事院規則一一一一三六

人事院規則一一一一三七

人事院規則一一一一三八

人事院規則一一一一三九

人事院規則一一一一四〇

人事院規則一一一一四一

人事院規則一一一一四二

人事院規則一一一一四三

人事院規則一一一一四四

人事院規則一一一一四五

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域は、次に表に掲げ

る市町村の区域とする。

茨城県	守谷市	結城郡八千代町	猿島郡五霞町	同郡境町
栃木県	栃木市	鹿沼市	日光市	下野市
同郡岩舟町	塙谷郡塙谷町	同郡上三川町	下都賀郡壬生町	同郡野木町

八 その他支援対象事業者の事業の再生のために必要な業務

口 債権買取りによる債権の管理及び譲渡その他の処分

八 その他支援対象事業者の事業の再生のために必要な業務

口 債権買取りによる債権の管理及び譲渡その他の処分

八 その他支援対象事業者の事業の再生のために必要な業務